

全 国 水 土 里 ネット 会 長 賞

1. 地区概要

参加団体名：岩手県奥州市 新里地区営農振興組合
 表彰地区名：新里地区
 事業名等：経営体育成基盤整備事業
 工期：平成11年度～平成20年度
 主要工事：整地工228.0ha、道路工28.7km、用水路工42.3km、排水路工32.2km

2. 活動の概要

本事業を契機に『新里地区営農振興組合』が設立され、低コスト生産を目指した大型機械の共同利用と地区を3分割したブロックローテーションにより、大豆の転作が開始された。

畜産農家の協力により、地区で生産される有機物を地区内のほ場に導入し、土作りが進められた結果、生産された米はJAの特別栽培米として出荷されている。

本事業を契機に設立された『新里地区園芸組合』では、JAの水稲育苗ハウスの後作としてハウストマト栽培し、また『新里地区加工組合』では、地区で栽培された大豆を味噌に、もち米を餅に加工・販売しており、事業導入後の余剰労働力を積極的に活用している。

3. 受益地区における農家及び担い手の状況

(1) 受益地区における農家数の状況

区 分	事業実施前	現 在
総農家数	263戸(11戸)	263戸(11戸)
うち専業農家数	7戸(7戸)	11戸(11戸)
うち兼業農家数	256戸(4戸)	252戸(0戸)
認定農業者	11人	11人
生産組織等(法人含む)	0組織	5組織

※()は、担い手農家数

(2) 農用地の流動化状況

項 目	事業実施前	現 在	目 標
受益面積	233.3ha	226.4ha	
担い手等の利用集積面積	24.7ha	140.0ha	147.8ha
①利用権設定面積	22.6ha	4.3ha	2.9ha
②受託面積	0.0ha	130.6ha	144.9ha

4. 農業経営状況

区分 作物名	事業実施前(10a当たり)			現 在(10a当たり)		
	労働時間	反 収	生 産 費	労働時間	反 収	生 産 費
水稲	3.55h	512kg	245千円	1.43h	520kg	200千円
大豆	—	—	—	1.18h	180kg	51千円

区分 作物名	作付面積の推移		
	事業実施前	現在	目標
水稲	222.3ha(24.7ha)	150.6ha(65.2ha)	150.0ha(72.4ha)
大豆	2.0ha (0.0ha)	63.3ha(63.3ha)	65.0ha(65.0ha)
牧草	0.0ha (0.0ha)	11.5ha(11.5ha)	10.4ha(10.4ha)
野菜(トマト、ピーマン)	5.0ha(0.0ha)	1.0ha(0.0ha)	1.0ha(0.0ha)
小麦	4.0ha(0.0ha)	—	—
計	233.3ha (24.7ha)	226.4ha(140.0ha)	226.4ha(147.8ha)
土地利用率	100.0%	100.0%	100.0%

※ () は、担い手農家等の作付面積

5. 営農推進の状況

(1) 栽培技術関係

- ① 稲作の担い手農家においては、大型機械を共同で導入するとともに機械経費を縮減させるため、受益農家の合意のもと、作業受託を進めている。
- ② 水稲の病虫害防除は、集落営農組織毎に機械を共同利用した適期防除を行っている。
- ③ 地区内の畜産農家の協力により、有機物を地区内のほ場に導入し、健康な土作りに取り組んでいる。

(2) 転作関係の状況

- ① 整備後の転作の状況（現況）
転作面積 75.8ha（事業実施前の転作面積 11ha）
- ② 転作物名と作付面積
作物名：大豆（63.3ha）、飼料作物（11.5ha）
- ③ 新規作物等導入状況
作物名：トマト（0.2ha）

(3) 転作や新規作物の導入にあたって、特にPRすること。

- ① 平成19年度から、大豆転作を行うため、地区を3分割したブロックローテーションを開始した。また、平成21年からは、ブロックローテーションに伴う所得保障の互助制度を創設した。
- ② 大豆栽培に当たっては、『畝立て播種法』及び『小畦立て播種法』を平成20年度から導入している。
また『小畦立て播種法』を行う際は、播種するトラクタ（逆転ロータリー）の前に耕起するトラクタ（正転ロータリー）を同時に走らせ、作業時間の短縮に取り組んでいる。
- ③ 平成17年度から、『新里園芸組合』（専任農家1名＋作業農家7名）が中心となり、JA水稲育苗センターハウスの後作として、『養液土耕栽培システム』によるトマト栽培に取り組んでいる。

※ 畝立て播種法とは、大豆の湿害を回避するために、アップカットロータリー（逆転）の爪の向きを変えることにより、「耕うん」と10cm程度の「畝」を立てながら「施肥・播種」を一工程で行うもの。
 ※ 小畦立て播種法とは、事前耕起を実施した後、水田用代かきハローの爪の向きを変えることにより、7～10cm程度の「浅耕碎土・小畦たて」と「施肥・播種」を同時に行うもの。
 ※ 養液土耕栽培システムとは、作物が必要とする時に、必要な液肥と水を点滴チューブにより供給するもの。

(4) 農産物の加工、流通、販売などに向けた取り組み

大豆転作の開始に伴い、本地区で生産される大豆やもち米の加工品を地区内外のみなさんに食べてもらいたいという思いから、平成19年に『新里地区加工組合』が設立され、加工品の開発を進めた結果、大豆は毎日の料理に使用する味噌に、もち米は冠婚葬祭や地元各種行事用として餅饅頭に加工することとした。この加工組合員の大半は主婦であり、当初は大豆加工機や自動餅つき機の取扱いに苦労したものの、徐々に加工技術を高め、現在では、2種類の味噌やかぼちゃ粉末入りの餅饅頭を新たに生産し、市内を中心に販売量を増やしている。

6. 環境に配慮した取り組み

畜産農家の協力により地区で生産される有機物を地区内のほ場に導入し、健康な土作りを進めている。農薬の使用を制限して生産された本地区の米は、JAの特別栽培米として出荷されている。

なお、この特別栽培米は、(財)日本穀物検定協会による食味ランキングで、平成6年度から連続して特A評価を受けている。

7. その他事業実施の効果による新たな取り組み

事業を契機として、①ブロックローテーションによる大豆の集団転作の実施、②育苗センターハウスの後作利用としてトマト栽培、③『新里地区加工組合』による大豆やもち米の加工販売への取り組みによる、余剰労働力の有効活用等があげられる。

8. 行政や関係者が「事業計画、施工、利活用など」において苦労した点

事業導入当初から、大豆の品質と作業効率の向上を目的として、『新里地区営農振興組合』が中心となり地区を3分割した大規模なブロックローテーションの導入について話し合いを行ってきたが、年によっては米を生産できないためブロックローテーションの実施に反対する意見が多かった。

公平な土地利用を図り、農地利用集積による経営の効率化にはブロックローテーションの実施が不可欠であるという組合の粘り強い説得に加え、胆沢平野土地改良区から管内の先進事例として、300haを超える大規模地区でもブロックローテーションを実施し効率的な農作業が行われていることを説明するなどして徐々に理解が得られてきた。

その結果、平成19年度に地域の合意のもと、地区を3分割したブロックローテーションが開始され、平成21年からは、所得保障の互助制度にも取り組んでいる。

9. 周辺地域への波及効果及び将来の展望

当地区の様々な取り組みについて、県、市町村、土地改良区、JA、県農業公社等の関係機関を構成する『胆江地方農業農村整備事業地区担い手育成協議会』が、所掌する11の事業継続地区へ情報提供している。

その結果、本地区同様5地区において、余剰労働力の有効活用策が検討され、2地区においては独自に産直施設を設立するなど本地区の取り組みが波及していることがうかがえる。



機械の共同利用を行っている
担い手農家のみなさん



水稲育苗ハウス



『養液土耕栽培システム』によるトマト栽培



新里地区加工組合のみなさん



大豆加工用の機械



大豆転作の『畝立て播種』の状況